

減免区分と料金

減免区分	減免条件	室料	冷暖房料等
1号	南国市が主催する事業又は南国市に事務局のあるもの	全額免除	全額免除
2号	南国市が開催を依頼した事業		
3号	南国市内の保育所、幼稚園、小学校又は中学校の行事又は教育の一環として使用		
4号	社会教育又は公共の事業のために行う事業		使用者負担
5号	小学校又は中学校の児童又は生徒等の団体で、教育委員会が認めたもの	半額免除	